

議案第 2 4 号

関市簡易水道事業給水条例の一部改正について

関市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

簡易水道事業等の給水に関する規定を整備するため、この条例を定めようとする。

関市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

関市簡易水道事業給水条例（平成16年関市条例第91号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

関市簡易水道事業等給水条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、本市の簡易水道事業及び飲料水供給施設事業（以下「簡易水道事業等」という。）の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

第2条中「簡易水道事業の」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、配水管を布設していないところ又は給水能力の限度を超える地域へは、給水を受けようとする者が配水管その他必要な水道施設を整備する工事に要する費用を負担する場合を除き、給水をしないことができる。

第3条から第9条までを次のように改める。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 簡易水道事業 法第3条第3項に規定する簡易水道事業をいう。
- （2） 水道施設 法第3条第8項に規定する水道施設をいう。
- （3） 給水装置 法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- （4） 給水装置工事 給水装置の新設、増設又は変更（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）の工事をいう。
- （5） 飲料水供給施設事業 給水人口が100人以下である水道により、水を供給する事業をいう。

（開発行為等の事前協議）

第4条 給水区域内において開発行為等を行う者は、簡易水道事業等に係る給水方法、給水装置工事の費用負担、水道施設の維持管理等について、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

(水道事業給水条例の例)

第5条 次に掲げる事項については、関市水道事業給水条例（平成25年関市条例第 号）の例による。

- (1) 給水装置及び給水装置工事に関する事項
- (2) 貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。）に関する事項
- (3) 給水に関する事項
- (4) 水道料金及び手数料の額、算定方法等に関する事項
- (5) 給水装置の検査、給水の停止等に関する事項

(分担金)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により、簡易水道事業等に関し、その必要な費用に充てるため、分担金を徴収する。

2 分担金の被徴収者の範囲、額、賦課基準等については、関市上水道事業分担金徴収条例（昭和46年関市条例第24号）の例による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、第5条の規定によりその例によることとされる関市水道事業給水条例（以下「例とされる水道条例」という。）第28条の水道料金又は例とされる水道条例第32条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 例とされる水道条例第7条第1項の承認を受けないで給水装置工事を

した者

(2) 例とされる水道条例第8条第1項の規定に違反して給水装置工事をした者

(3) 正当な理由がなく、例とされる水道条例第8条第2項の完成検査、例とされる水道条例第23条第1項の規定による量水器の設置、例とされる水道条例第28条第4項の規定による量水器の検針、例とされる水道条例第34条第1項の規定による給水装置の検査又は例とされる水道条例第36条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(4) 例とされる水道条例第14条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者

(5) 例とされる水道条例第21条の規定による届出を怠った者

(6) 詐欺その他不正の行為により、例とされる水道条例第28条の水道料金又は例とされる水道条例第32条の手数料の徴収を免れようとした者

第10条から第41条までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(関市簡易水道事業分担金徴収条例の廃止)

2 関市簡易水道事業分担金徴収条例(平成16年関市条例第92号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に、関市簡易水道事業分担金徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。